

日系企業の個別課題に関する最新の現状及び
日本企業を含む外国企業への影響事例

2017 年 3 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

貿易制度課

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容
に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび
執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

日系企業の個別課題に関する最新の現状及び日本企業を含む外国 企業への影響事例

目次

認証の統合、製品認証にかかる検査費用の引き下げ	1
越境 EC における 3C 製品認証.....	1
特許に関連する国家標準規格の管理規定	2
「ネットワークセキュリティ法」の外資系企業への影響.....	3
「エコ製品の統一的な規格・認証・表示体系の構築に関する意見」	3
1. 透明性の向上、公平性の確保（※制度設計プロセスへの要望）	4
2. イノベーションの基盤として（※標準内容への要望）	6
3. 合理的な制度運用（※制度運用への要望）	6
4. 情報セキュリティ認証制度.....	8

認証の統合、製品認証にかかる検査費用の引き下げ

中国においては、検査・認証サービス料金の規範化が不十分な問題が広く見られ、その状況は深刻である。検査・認証が強制的に義務付けられている場合、通常は政府規定価格が適用され、料金徴収項目や料金基準は政府が定めることになっている。自主的な検査・認証の場合、通常その価格決定は市場に委ねられ、企業と検査・認証機関の交渉によって価格が決定する。

とりわけここ数年、中国の経済発展の減速に伴い、企業の経営環境が厳しくなる中、検査・認証の種類が多く料金が高いことに対する苦情の声が大きくなっている。2016年5月9日、中国政府の公式なメディアである「人民日報」は「税・費用・評価・検査などのコストこそ最も下げるべき」と題する記事を掲載。5月17日付け「第一財経日報」は、企業が認証・検査費用の引き下げを呼びかけていることを報じており、その後、複数の主要メディアが関連報道に力を入れている。

世論のプレッシャーを受けて政府部門も事態を重視している。国務院の指示を受けた中国国家認証認可監督管理委員会（CNCA）は2015年11月、「強制的製品認証にかかる実施作業の要件に関する通知」を出し、強制的製品認証の証書統合作業を展開した。以前は、多機能製品や複合型製品については、異なるパーツや機能ごとの個別検査・認証が必要で、数多くの証書が発行されていたが、新措置では一つの認証機関が一つの製品に対して発行する証書は原則一通とするよう改めた。2016年5月、CNCAはさらに「強制的製品の認証にかかる改革措置を一層徹底し、企業の負担を軽減する活動に関する通知」を出し、認証の簡素化、企業の検査リソースの活用、強制的製品認証の証書及びマークの発行の「ワンストップ」サービスなどの措置を導入し、これにより認証・検査のサイクルを短縮し、認証・検査にかかるコストを低減した。2016年11月、工業情報化部部長は「試験・検査・認証などの各種有料項目を減らし、監督のためのチェックや問責を強化し、企業のコスト縮減と収益力強化の余地を広げる」と発言している。今後、検査・認証に関する規範化の遅れや高い料金などの問題は、改善されるだろう。

越境 EC における 3C 製品認証

近年、中国では越境 EC（国際的な電子商取引）が急速に発展している。商務部のデータによれば、2015年の中国における越境 EC の取引規模は 5.4 兆元となり、前年比 28.6% 増の伸びを示した。このうち輸入は 9,072 億元に達する。2016 年推計では、中国の越境 EC 取引額は 6.5 兆元に達し、年成長率は 30% を超えたとみられる。中国の越境 EC プラット

フォームは 5,000 社を超え、各種プラットフォームを通じて越境 EC を展開する企業は 20 万社を超える。越境 EC の取引品目は主に衣類・服飾、電子製品、家庭・園芸用品、自動車パーツなどの分野に集中しており、うち電子製品の比率は 41.2%に達する。

越境 EC により輸入された製品が 3C 対象リスト内の製品である場合、規定に基づき 3C 認証を取得しなければ中国市場に入ることはできない。しかし、越境 EC の発展を後押しするため、中国は試行事業として、3C 認証を必要とする越境 EC 製品については手続き免除の措置を適用することとし、重慶、深セン、杭州を先行地域として試行措置を開始している。

2015 年 7 月、国家品質監督検査検疫総局は「中国（杭州）越境 EC 総合試験区の発展支援に関する意見」を承認した。同政策の下、杭州市は強制認証の対象となる国外からの輸入品について手続き免除の措置を導入する。2015 年 12 月、重慶市は「越境 EC での少量輸入における強制的製品認証免除にかかる特殊用途試験の管理方法（試行）」を出し、小型家電、チャイルドシートなどの 3C 認証を必要とする越境 EC 輸入製品について、特殊な簡素化措置を実施した。2016 年 6 月、深セン市は「越境 EC の少量輸入製品にかかる強制的製品認証検査処理の免除にかかる手順（試行）」を出し、3C 認証を取得していない、生産や生活・消費に使用される少量の製品について、スピーディで便利な通関ルートを提供するとした。取扱業者や 3C 検査機関との協力により、簡易検査の手順が定められている。通常の 3C 検査・認証に比べ、越境 EC を通じた 3C 対象製品の市場導入コストは 90%以上引き下げられ、かかる時間も従来の 2-3 カ月から 2-5 営業日に短縮している。

試行地域で展開されている越境 EC を対象とした 3C 認証製品の手続き免除または簡素化の措置は、越境 EC の発展を促すことが主眼であり、中国における 3C 認証制度を根本から変えるものではなく、むしろ中国は今後さらに 3C 認証の実施や監督を強化するだろう。

特許に関連する国家標準規格の管理規定

2014 年 1 月に「特許に関連する国家標準の管理規定（暫定）」が実施されてから、すでに 3 年が経過した。2016 年 7 月、国家標準化管理委員会は、この規定の実施状況についての調査を行っているが、この規定は暫定的なものであり、国家標準化管理委は今後、実情を踏まえて修正を加えるとみられる。現在、「標準化法」の改正作業が進められていることから、国家標準規格が特許の内容を含む場合についての規定も「標準化法」改正案に盛り込まれるだろう。

実態としては、中国で標準規格が制定・改正される際には、特許の内容を含む技術、と

りわけ国外企業の特許技術を出来る限り回避するのが通常である。過去 2 年間、中国の標準規格と特許との関連を原因として発生した紛争は、それほど多くはなかった。国際標準化が進んでいる通信分野においては、中国の標準規格体系に多くの国外特許技術が採用されており、同分野が標準規格と特許との関連をめぐる紛争の主な発生源となっている。

米クアルコム社は通信分野で多くの特許を持ち、中国の第 3、4 世代（3G、4G）の携帯電話の標準規格には、クアルコム社の特許技術が含まれている。携帯電話の製造大国である中国の携帯電話メーカーにとっても、クアルコム社の特許技術の使用を避けるのはほぼ不可能であり、クアルコム社の高額な特許ライセンス料は長らく中国の携帯電話メーカーの悩みの種である。このためクアルコム社と中国の携帯電話メーカーとの間で、特許をめぐる争いが絶えなかった。

2016 年 6 月、クアルコム社に対する特許使用料を長く滞納していることを理由に、中国の携帯電話メーカーである魅族がクアルコム社に北京知識財産権裁判所へ提訴され、5.2 億元の損害賠償を求められた。魅族の 2016 年の携帯電話販売台数は 2,200 万台であった。争いの焦点になったのは、標準規格を実行するには特許ライセンスの取得が必要であること、標準規格に含まれる特許のライセンス付与にあたっては、双方の交渉により公平、合理的に、かつ差別的扱いをせずに義務を履行する必要があること、である。この案件は、2016 年 12 月末に裁判外での和解に達し、双方は特許ライセンス協定を結んだ。但し、協定の内容は公表されていない。

「ネットワークセキュリティ法」の外資系企業への影響

ネットワーク情報セキュリティが国家戦略に引き上げられ、中国政府はネットワーク情報セキュリティの監督を強化している。2014 年 2 月、「中央ネットワークセキュリティ・情報化指導チーム」を発足させ、習近平国家主席がチーム長に就任した。さらに、日常業務を担当する常設機関として国家インターネット情報事務室が置かれた。

「エコ製品の統一的な規格・認証・表示体系の構築に関する意見」

過去二十年余り、中国は電力、水、燃料油の節約や再生可能エネルギー、環境などの分野において、環境保護マーク、省エネ・節水マーク、品質環境保護マーク、環境認証マーク、エコプリンティング規格、「緑色之星」など、多様なエコ製品マークを相次ぎ制定してきた。これらエコ製品認証制度が乱立し、認証基準や規則も統一されておらず、エコ製品に対する市場対の認知度や評価が高まらないため、業界は長らくエコ製品認証システム

の一本化を求めている。

2015 年 9 月、国務院は「環境に配慮した文明的な体制への改全体プラン」を発表し、従来は業界ごとに設置されてきた環境、省エネ、節水、循環、低炭素、再生、有機といった認証システムを「緑色製品(エコ製品)」に一本化し、統一的なエコ製品規格・認証・表示体系を整備していく方針を正式に打ち出した。

2016 年 11 月、国務院は「エコ製品の統一的な規格・認証・表示体系の構築に関する意見」を公布し、2020 年を目標に、科学合理性を有し、開放的かつ横断的で、進んだ指標を導入し、権威性を具えた統一的なエコロジー規格・認証・表示体系の大枠を整え、各製品に対応する規格・リスト・認証・表示を一本化するという統合目標を掲げた。また以下の 7 つの重点目標を打ち出した。①統一的なエコ製品評価方法と指標体系を確立する。②統一的なエコ製品基準・認証・表示体系を確立する。③統一的なエコ製品評価基準リストと認証リストの仕組みを実施する。④エコ製品の評価基準提供メカニズムを革新する。⑤エコ製品認証の有効性評価と監督メカニズムを整備する。⑥統一的なエコ製品情報プラットフォームを構築する。⑦国際協力と相互認証を推進し、国外の環境規制による障壁に前向きに対応する。

1. 透明性の向上、公平性の確保（※制度設計プロセスへの要望）

中国の法制度は基本的に、すべて政府部門の主導により制定される。研究機関や企業、一般市民を招いて制定プロセスに参画させることはあるものの、民間社会からの参画は相対的に見れば少なく、依然として政府が大多数の法令・政策制定を主導している。とりわけ、「標準化法」といった専門分野の法整備は、基本的には主管部門が主導して行い、少数の研究機関や企業が参加する形で進められ、一般市民の参画は少ない。

「標準化法」改正プロセスでは、国家標準化管理委員会が幾度も「標準化法」改正に関する検討会や座談会を開催したものの、交流や討論に参加するのは主として「標準化法」に関係のある業界の政府当局関係者ばかりで、これに少数の研究機関や企業が加わるのみだった。国務院法制弁公室も「標準化法」について民間向けのパブリックコメントを行ったが、こうした情報発信の手段や情報が届く範囲は限られており、企業や市民の参画は少ない。またフィードバックの意見を提出した場合も、単なる参考とされるのみで、採択される可能性は小さい。

2014 年 1 月に実施された「特許に関連する国家標準の管理規定」（暫定）は、市民と特

許の利用者、特許所有者との利益のバランスを取るための基本原則である。標準規格の普遍性と特許の占有性との間には矛盾が存在するため、標準規格に特許が含まれた場合にはセンシティブな問題になる。外資系企業はこの政策の制定プロセスへの参画を希望しているものの、政策策定を主導する国家標準化管理委は、中国の消費者や国内企業を保護することを出発点としつつ、国際ルールや公平公正にも配慮するというスタンスである。この規定は一般原則を打ち出したものではあるが、一部の面ではなお不足も存在している。例えば、必要な特許と必要ではない特許との区分がされておらず、「公平、合理的かつ非差別的」を掲げる FRAND 条項についてもまだ明確な説明はなされていない。こうした不足点のために、紛争や訴訟が発生する可能性もある。

中国政府の情報化が進むにつれ、政府ウェブサイトは情報発信の重要な手段となっている。近年、中国の強制標準規格の実施や認証に関する規則等の情報は、いずれも国家標準化管理委員会や国家認証認可監督管理委員会などの政府公式ウェブサイトで発表されており、一般市民や企業も検索可能である。標準規格の情報公開や周知徹底をめぐる状況は以前より大幅に改善している。

技術標準化委員会は、国家標準規格を制定する機関である。新たな技術分野について、通常はまず標準化作業チームまたは技術標準化委員会を立ち上げ、国家標準化管理委員会の審査承認後、作業チームまたは技術標準化委が標準規格の制定作業を進める。しかし、新技術の場合、一定の段階に達し、産業規模がある程度拡大した頃になって、ようやく国家標準化管理委員会による技術標準化委の立ち上げ承認が下りるのが常であり、新技術の誕生と共に標準規格の制定が始まるわけではない。このため、新技術分野の萌芽段階においては、標準規格の制定が追い付かないケースが少なくない。新技術の萌芽段階においては、複数の技術仕様が存在することが多く、どの仕様が標準規格になるかは企業の利益に直結する問題であるため、新技術分野の標準規格の制定プロセスは、しばしば政府や企業など複数のプレーヤーによる駆け引きの過程となる。

中国で新たな標準規格が実施される場合、移行期間は通常半年以上に設定される。標準規格実施までの移行期間中、企業は引き続き従来規格での生産が可能であり、生産済みの製品は引き続き販売することができる。移行期間を設ける目的は、主として企業の生産活動の便宜に配慮して猶予を与えるためである。移行期間の終了後は、企業は必ず新たな標準規格に基づいて生産しなければならない。標準規格の移行期間の長さは製品によって異なり、複雑な製品の過渡期は通常長く設定される。

2. イノベーションの基盤として（※標準内容への要望）

近年、中国は標準化改革に着手している。2016 年における標準化改革の重点の一つが、標準規格体系の統合と簡素化であり、標準規格の重複の解消、現状に適しなくなった強制標準規格の廃止、強制に適しないものの推奨標準規格への格下げ、強制の必要性が認められるものに対する維持または統合・改正の提案、などを行うとしている。一部の標準規格は設定条件が厳しすぎたり、過度に理想的な数値を指標として採用していたり、標準規格が過度に具体的かつ詳細であるなどの問題があり、実際の生産活動や技術革新を制約していたが、こうした問題も近年は大きく改善された。廃止、転換、統合、改正などを経て、強制標準規格の重複や適正な対象範囲を超えた規定などの問題が解決され、「一つの市場につき一つの標準規格」が実現した。標準化の分野に存在していた大きな矛盾が改善を見せている。企業による標準規格制定への参画も絶えず広がり、標準規格の適切性も増し、より市場の実態に即したものとなっている。

中国は製造業大国であり、中国製品の輸出を推進するため、企業には国際標準規格を積極的に採用し、国際標準規格の採用比率を高めるよう呼びかけてきた。一方、国内市場に対しては、自国主導の技術仕様に基づく標準規格体系を構築し、国内企業を保護することを望んできた。グローバルな貿易市場の一体化が進むにつれ、中国の多くの分野で国際標準規格の採用率が高まり続けているものの、一部の戦略的新興分野については、中国はなお自国主導のイノベーション戦略を堅持し、自国主導の技術に基づく標準規格を制定している。この戦略は長期的なものであり、中国は国際標準規格の採用へのプロセスを非常に慎重な姿勢で進めている。

現在、中国で採用されている国際標準規格は主として ISO や IEC の規格で、その他の国際標準規格の採用は極めて少ない。但し、近年は中国が多くの国・地域と自由貿易交渉を進め、すでに韓国、オーストラリアなど十数カ国と自由貿易協定を締結しており、標準規格や認証・認可に関して、これら対象国・地域との二国間または多国間での相互認証を推進している。

3. 合理的な制度運用（※制度運用への要望）

通常、標準規格の発表に伴い、製品がその標準規格に合致するかどうかを判定する基準として、標準規格に対応する検査方法や認証規則も併せて制定される。検査・認証機関は規範に基づいて検査・認証を行わなければならない。但し、中国の標準規格体系はなお混乱しており、測定方法も統一されておらず、認証機関の認証手順も透明性が不十分である。企業が検査・認証機関の測定結果に疑念を持つことがあるが、これは主として同一の標準

規格に対して異なる検査方法を用いるために生じる問題である。中国の標準規格体系の整理統合に伴い、標準規格の重複という問題も根本的な改善に向かい、標準規格にかかる測定方法や認証手順にも相応の調整がなされるとみられ、今後はこうした問題も大幅に減るだろう。

標準規格の実施に際して、監督管理当局の品質判定の根拠となるのは、強制標準規格か、あるいは企業が製品表示の中で約束している仕様や品質である。推奨標準規格は義務ではなく、企業が参考とすべき規格であって、企業は必ずしも推奨標準規格を採用することを義務付けられているわけではない。ただし、企業が製品に何らかの推奨標準規格を表示した場合、その製品は必ずその推奨標準規格に合致している必要がある。あるいは、企業が推奨標準規格に基づく製品認証を受けた上で製品パッケージに認証マークを表示している場合、推奨標準規格に合致していなければならない。政府は企業に推奨標準規格の採用を奨励しており、企業が独自の製品規格を採用する場合、その規格は通常、推奨標準規格の要件を下回ってはならないとしている。

企業規格自己声明公示制度の普及に伴い、強制標準規格のみならず、企業が採用する独自規格も公共サービスプラットフォームで公示することが義務付けられつつある。品質監督機関は今後、企業の公表した規格を、製品の適格性を判断する根拠に加えることになる。

中国の消費者協会は、半官半民の組織であり、その活動経費の一部は政府予算で賄われている。消費者協会が定期的に行う商品のサンプリング検査は、同協会の重要な日常業務である。公正を期するため、抜き取りは通常、消費者として商品を市場から匿名で購入する形で行われ、国の強制標準規格または製品に表示された規格・仕様に基づいて、資格を有する専門機関で検査を行い、その結果は各種メディアを通じて一般向けに直接発表され、結果発表前に企業に連絡を入れることはない。こうした手続きを取る目的は、公平と公正を期するためであり、これは今後も大きく変化することはないだろう。ただ、国の標準規格体系の改革や企業規格自己声明公示制度の普及に伴い、標準規格に関する測定や認証はさらに公正になり、規範化されるだろう。

自動車はおびただしい種類のパーツからなる複雑な製品で、安全性に対する要件も厳しい。自動車の検査測定には、公安（警察）、交通、環境、品質監督などの多くの部門が関わっている。自動車の販売許可に関する検査・認証には、主に公告認証、3C 認証、環境認証があり、それぞれ国家发展改革委員会、国家認証認可監督管理委員会、環境局の3部門が担当している。自動車の生産や販売に当たっては、必ずこれらの検査・認証に合格することが義務付けられている。

4. 情報セキュリティ認証制度

2014 年 5 月、国家インターネット情報事務室は、ネットワークセキュリティ審査制度を整備する方針を明らかにし、国の安全や公共の利益にかかわる IT システムで使用する重要な情報技術製品やサービスに対し、ネットワークセキュリティ審査への合格を義務付けるとした。2016 年 11 月、中国は「ネットワークセキュリティ法」を公布したが、これは中国のネットワークセキュリティ分野における最も上位の法律であり、同法も国のセキュリティ審査や監督管理に関する制度の構築を明確に打ち出している。

2016 年 12 月、国家インターネット情報事務室は「国家ネットワーク空間セキュリティ戦略」を打ち出し、ネットワークセキュリティ審査制度について重ねて言及し、「ネットワークセキュリティ審査制度を構築かつ実施し、サプライチェーンのセキュリティ管理を強化し、中国共産党や政府機関、重点業界で調達し使用される重要な情報技術製品やサービスに対してセキュリティ審査を行い、製品やサービスの安全性と制御しやすさを高める」との方針を示した。

2016 年 7 月及び 12 月、「国家情報化発展戦略綱要」と「第 13 次五カ年計画における国家情報化計画」がそれぞれ発表された。両文書はいずれもネットワークセキュリティ審査制度の構築と実施に言及しており、第 13 次五カ年計画の期間中（2016－2020 年）にネットワークセキュリティ審査制度の大枠を立ち上げ、情報セキュリティ等級保護制度を概ね実行に移すことで、ネットワークセキュリティ体制の段階的整備を図るとしている。

近年、クラウドサービスが急速に発展しているが、中国におけるネットワークセキュリティ審査等級の引き上げに伴い、クラウドサービスもネットワークセキュリティ審査の対象とされた。クラウドサービスは中国政府が奨励し支援する分野であり、より多くの電子政府でクラウドサービス方式が採用されている。行政情報は重要かつセンシティブであることから、クラウドサービスセキュリティ審査を最初に導入したのは政府部門である。2014 年より、中国の政府部門においてクラウドコンピューティングサービス向けネットワークセキュリティ管理体系が段階的に整備されている。2016 年 9 月、インターネット情報事務室は政府部門向けクラウドコンピューティングサービスに関するネットワークセキュリティ審査に合格したクラウドコンピューティングサービスプロバイダーのリストを初めて公表した。ネットワークセキュリティ審査にすでに合格したのは浪潮集団、曙光公司、阿里雲公司で、現在審査途中の企業は華為、中国移動、中国電信などの各社である。このことから、電子政府向けのクラウドサービスは今後、ほぼすべて中国企業によって提供されると考えられる。

「商用暗号管理条例」は、1999 年 10 月の公布と実施からすでに 17 年が経っており、国家商用暗号管理事務室は 2011 年から同条例の改正作業に着手した。同条例の改正計画は 2015 年及び 2016 年の国务院立法活動計画にも盛り込まれ、「緊急性の高い事業」と位置付けられたものの、2017 年初頭現在、まだ公布には至っていない。

日系企業の個別課題に関する最新の現状及び日本企業を含む外国企業への影響事例
2017年3月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）知的財産・イノベーション部 貿易制度課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

Tel. 03-3582-5543